

令和元年

西条市議会第3回12月定例会提出議案書

(その7)

西条市

目 次

議案第 9 2 号	固定資産評価審査委員会委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	1
議案第 9 3 号	固定資産評価審査委員会委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	5
議案第 9 4 号	固定資産評価審査委員会委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	9
議案第 9 5 号	固定資産評価審査委員会委員の任命について	・ ・ ・ ・ ・	13

議案第 9 2 号

固定資産評価審査委員会委員の任命について

固定資産評価審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める

令和元年 1 2 月 2 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

1 住所

西条市福武甲

2 氏名

明 日 昭 勲

提案理由

委員 明日 昭歆氏の任期が令和2年1月24日をもって満了するので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方税法

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条（略）

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4、5（略）
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7～9（略）

西条市税条例（平成16年西条市条例第51号）

（審査委員会の委員の定数）

第78条 審査委員会の委員の定数は、4人とする。

議案第93号

固定資産評価審査委員会委員の任命について

固定資産評価審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める

令和元年12月24日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市小松町大頭

2 氏名
佐 伯 哲 也

提案理由

委員 佐伯 哲也氏の任期が令和2年1月24日をもって満了するので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方税法

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条（略）

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4、5（略）
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7～9（略）

西条市税条例（平成16年西条市条例第51号）

（審査委員会の委員の定数）

第78条 審査委員会の委員の定数は、4人とする。

議案第 9 4 号

固定資産評価審査委員会委員の任命について

固定資産評価審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を
求める

令和元年 1 2 月 2 4 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

1 住所
西条市広岡

2 氏名
河 上 清 志

提案理由

委員 河上 清志氏の任期が令和2年1月24日をもって満了するので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方税法

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条（略）

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4、5（略）
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7～9（略）

西条市税条例（平成16年西条市条例第51号）

（審査委員会の委員の定数）

第78条 審査委員会の委員の定数は、4人とする。

議案第 95 号

固定資産評価審査委員会委員の任命について

固定資産評価審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求め
る

令和元年 12 月 24 日提出

西条市長 玉井敏久

1 住所
西条市大町

2 氏名
川 原 孝 俊

提案理由

委員 関野 邦夫氏の任期が令和2年1月24日をもって満了するので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方税法

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条（略）

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4、5（略）
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7～9（略）

西条市税条例（平成16年西条市条例第51号）

（審査委員会の委員の定数）

第78条 審査委員会の委員の定数は、4人とする。